

用語の解説

1 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいいます。

「常住している者」については、平成17年国勢調査の概要「5 調査の対象」を参照して下さい。

2 年齢・平均年齢

年齢は、平成17年9月30日現在による満年齢です。

なお、平成17年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としました。

また、平均年齢は、以下の式により算出しました。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{15歳以上就業者の年齢(各歳)} \times \text{15歳以上就業者の各歳別人口}}{\text{15歳以上就業者}} + 0.5$$

3 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しました。

未婚－まだ結婚をしたことのない人

有配偶－届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死別－妻又は夫と死別して独身の人

離別－妻又は夫と離別して独身の人

4 国籍

国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分しました。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱いました。

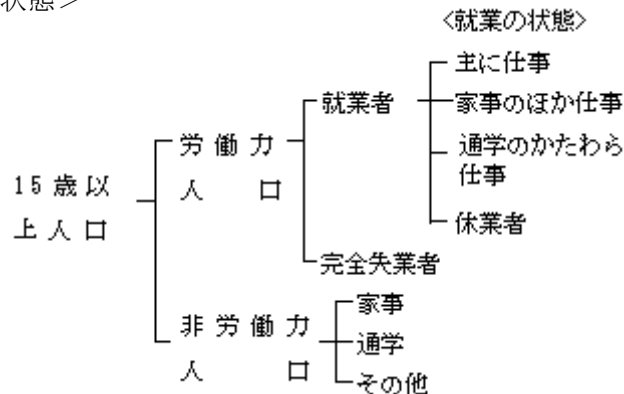
① 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人－日本

② 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人－調査票の国名欄に記入された国

5 労働力状態

15歳以上の者について、平成17年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分しました。

＜就業の状態＞



労働力人口—就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者—調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としました。

（1）勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

（2）個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めました。

主に仕事—主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事—主に家事などをしていて、そのかわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事—主に通学していて、そのかわら仕事をした場合

休業者—勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は、勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者—調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口—調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事—自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学—主に通学していた場合

その他—上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

6 従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおり区分しました。

雇用者—会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

常雇—期間を定めずに又は1年を超える期間を定めて雇われている人

臨時雇—日々又は1年以内の期間を定めて雇用されている人

役員—会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者—農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者—家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

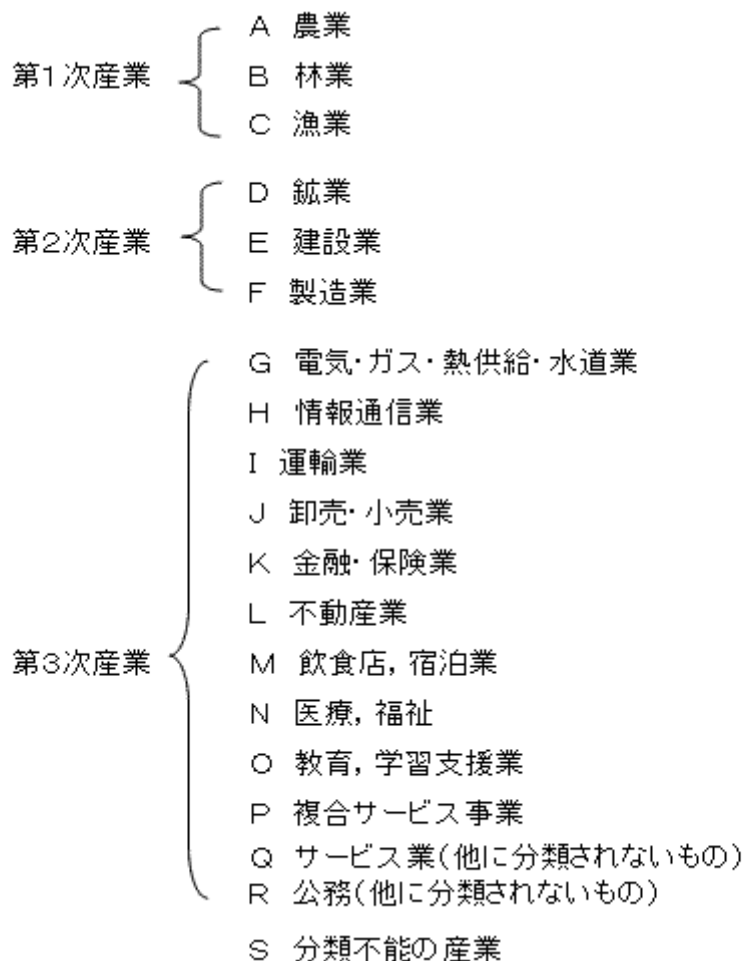
7 産業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類しました。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によりました。

平成17年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）を基に、平成17年国勢調査の集計用に再編成したもので19項目の大分類、80項目の中分類、228項目の小分類から成っています。

なお、本報告書の産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものです。



8 職業

職業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって分類しました。

なお、従事した仕事二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっています。

平成17年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成9年12月改訂）を基に、平成17年国勢調査の集計用に再編成したもので、10項目の大分類、61項目の中分類、274項目の小分類から成っています。

なお、職業大分類は、次のとおりである。

- A 専門的・技術的職業従事者
- B 管理的職業従事者
- C 事務従事者
- D 販売従事者
- E サービス職業従事者
- F 保安職業従事者
- G 農林漁業作業者
- H 運輸・通信従事者
- I 生産工程・労務作業者
- J 分類不能の職業

大分類を次のように集約したのも掲載しています。

I	農林漁業関係職業	G	農林漁業作業者
II	生産・運輸関係職業	H	運輸・通信従事者
		I	生産工程・労務作業者
III	販売・サービス関係職業	D	販売従事者
		E	サービス職業従事者
		F	保安職業従事者
IV	事務・技術・管理関係職業	A	専門的・技術的職業従事者
		B	管理的職業従事者
		C	事務従事者

9 就業時間

就業時間とは、就業者が調査週間中、実際に働いた就業時間の合計をいいます。二つ以上の仕事に従事した人の就業時間は、それらの就業時間の合計としました。

10 一般世帯

一般世帯とは、次のものをいいます。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めました。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

11 世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいいます。なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族としました。

12 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分しました。

A **親族世帯**—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯
なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もこれに含まれます。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれています。

B **非親族世帯**—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

C **単独世帯**—世帯人員が一人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しました。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
 - ① 夫婦と夫の親から成る世帯、② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
 - ① 夫婦と夫の親から成る世帯、② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
 - ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯、② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
 - ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯、② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
 - ① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯、② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
 - ① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯、② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

13 3世代世帯

3世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれます。

また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代世帯は含まれません。

14 母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

15 単独有配偶者

単独有配偶者とは、夫婦のうちいずれか一方が世帯内にいない有配偶者のことをいいます。

16 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

17 住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分しました。

住宅—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となります。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれます。

住宅以外—寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

18 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しました。

主世帯—「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

持ち家—居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は、登記の有無を問いません。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれます。

公営の借家—その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

都市機構・公社の借家—その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれます。

民営の借家—その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅—勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問いません。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。

間借り—他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、

給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

19 延べ面積

延べ面積とは、各居住室(居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室)の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいいます。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれません。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれません。

なお、坪単位で記入されたものについては1坪を3.3㎡に換算しました。

20 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分しました。このうち共同住宅については、その建物の階数を「1・2階建」、「3～5階建」、「6階建以上」の三つに区分し、また、世帯が住んでいる階により「1・2階」、「3～5階」、「6階建以上」の三つに区分しています。

一戸建—1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれます。

長屋建—二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

なお、いわゆる「テラスハウス」も含まれます。

共同住宅—一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

なお、階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある、いわゆる「げたばき住宅」も含まれます。

その他—上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舎・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合

21 世帯の経済構成

一般世帯を、世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、産業及び従業上の地位により、次のとおり区分しました。

また、(1)～(10)の区分については、世帯の主な就業者が従事する産業により、さらに細分化(計37区分)しています。

なお、区分に当たっては、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していません。

I 農林漁業就業者世帯—親族の就業者が農林漁業就業者のみの世帯

(1) 農林漁業・業主世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の業主

(2) 農林漁業・雇用者世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

II 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯—親族の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯

(3) 農林漁業・業主混合世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の業主

(4) 農林漁業・雇用者混合世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

(5) 非農林漁業・業主混合世帯—世帯の主な就業者が非農林漁業の業主

(6) 非農林漁業・雇用者混合世帯—世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者

III 非農林漁業就業者世帯—親族の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯

(7) 非農林漁業・業主世帯—世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいない世帯

- (8) 非農林漁業・雇用者世帯－世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいない世帯
- (9) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が業主）－世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいる世帯
- (10) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が雇用者）－世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいる世帯
- IV 非就業者世帯－親族に就業者のいない世帯
- V 分類不能の世帯

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者としました。

また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」が含まれ、「雇用者」には「役員」が含まれています。

22 従業・通学時の世帯の状況

一般世帯を、世帯員の従業・通学の状況により「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「その他の世帯」について、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分しました。

通勤・通学者のみの世帯－世帯員のすべてが通勤・通学者である世帯

その他の世帯－通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯

（通勤・通学者以外の世帯員の構成）

高齢者のみ－65歳以上の者のみ

高齢者と幼児のみ－65歳以上の者と6歳未満の者のみ

高齢者と幼児と女性のみ－65歳以上の者と6歳未満の者と6～64歳の女性のみ

高齢者と女性のみ－65歳以上の者と6～64歳の女性のみ

幼児のみ－6歳未満の者のみ

幼児と女性のみ－6歳未満の者と6～64歳の女性のみ

女性のみ－6～64歳の女性のみ

その他－上記以外

23 親子の同居

親との同居とは、各世帯員からみて、世帯主との続き柄上、親とみなせる者が同一世帯内にいる場合です。

子との同居とは、各世帯員からみて、世帯主との続き柄上、子とみなせる者が同一世帯内にいる場合です。

24 都市計画地域区分

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で定められた区域であり、都市計画法（昭和43年法律第100号）及びその他の関係法令の適用を受けている土地の範囲をいいます。

都市計画による地域区分を基に調査区を次のとおり区分しました。

なお、一つの調査区が二つ以上の区分にまたがっている場合は、番号の小さい方の区分としました。

A 都市計画区域

I 市街化区域

1 工業区域

[1] 工業A区域

- (1) 工業専用地域
- (2) 工業専用地域とその他
- (3) 工業地域
- (4) 工業地域とその他

[2] 工業B区域

- (5) 準工業地域
- (6) 準工業地域とその他

2 商業区域

[1] 商業A区域

- (7) 商業地域
- (8) 商業地域とその他

[2] 商業B区域

- (9) 近隣商業地域
- (10) 近隣商業地域とその他

3 住居区域

[1] 住居地域

- (11) 準住居地域
- (12) 第2種住居地域
- (13) 第1種住居地域
- (14) 住居地域混合
- (15) 住居地域とその他

[2] 中高層住居専用地域

- (16) 第2種中高層住居専用地域
- (17) 第1種中高層住居専用地域
- (18) 中高層住居専用地域混合
- (19) 中高層住居専用地域とその他

[3] 低層住居専用地域

- (20) 第2種低層住居専用地域
- (21) 第1種低層住居専用地域
- (22) 低層住居専用地域混合

II 市街化調整区域

III 非線引きの区域

B 都市計画区域以外の区域

25 母とその同居児

母とは、15～69歳の既婚（有配偶、死別又は離別）の日本人女性で、同一世帯内に、世帯主との続き柄上、子供とみなせる世帯員がいる者をいいます。

同居児とは、母と同居している20歳以下の世帯員で、母との年齢差が15～49歳の者をいいます。

7 産業分類

A 農業

(1) 農業

- 1 農業（農業サービス業を除く）
- 2 農業サービス業

B 林業

(2) 林業

- 3 林業

C 漁業

(3) 漁業

- 4 漁業

(4) 水産養殖業

- 5 水産養殖業

D 鉱業

(5) 鉱業

- 6 鉱業

E 建設業

(6) 建設業

- 7 建設業

F 製造業

(7) 食料品製造業

- 8 畜産食料品製造業
- 9 水産食料品製造業
- 10 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
- 11 調味料製造業
- 12 精穀・製粉業
- 13 パン・菓子製造業
- 14 動植物油脂製造業
- 15 めん類製造業
- 16 その他の食料品製造業

(8) 飲料・たばこ・飼料製造業

- 17 清涼飲料製造業
- 18 酒類製造業
- 19 茶・コーヒー製造業
- 20 製氷業
- 21 たばこ製造業
- 22 飼料・有機質肥料製造業

(9) 繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）

- 23 製糸業、紡績業、ねん糸製造業

24 織物業

25 ニット生地製造業

26 染色整理業

27 その他の繊維工業

(10) 衣服・その他の繊維製品製造業

28 衣服・その他の繊維製品製造業

(11) 木材・木製品製造業（家具を除く）

29 製材業、木製品製造業

30 造作材・合板・建築用組立材料製造業

31 木製容器製造業（竹、とうを含む）

32 その他の木製品製造業（竹、とうを含む）

(12) 家具・装備品製造業

33 家具製造業

34 建具製造業

35 その他の家具・装備品製造業

(13) パルプ・紙・紙加工品製造業

36 パルプ・紙製造業

37 紙製容器製造業

38 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業

(14) 印刷・同関連業

39 印刷業

40 製本業、印刷物加工業

41 印刷関連サービス業

(15) 化学工業

42 化学肥料製造業

43 化学工業製品製造業

44 化学繊維製造業

45 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業

46 医薬品製造業

47 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業

48 その他の化学工業

(16) 石油製品・石炭製品製造業

49 石油精製業

50 その他の石油製品・石炭製品製造業

(17) プラスチック製品製造業（別掲を除く）

51 プラスチック製品製造業（別掲を除く）

- (18) ゴム製品製造業
 - 52 タイヤ・チューブ製造業
 - 53 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
 - 54 その他のゴム製品製造業
- (19) なめし革・同製品・毛皮製造業
 - 55 革製履物・同材料・同附属品製造業
 - 56 かばん・袋物製造業
 - 57 その他のなめし革製品・毛皮製造業
- (20) 窯業・土石製品製造業
 - 58 ガラス・同製品製造業
 - 59 セメント・同製品製造業
 - 60 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）
 - 61 陶磁器・同関連製品製造業
 - 62 その他の窯業・土石製品製造業
- (21) 鉄鋼業
 - 63 鉄鋼業
- (22) 非鉄金属製造業
 - 64 非鉄金属製造業
- (23) 金属製品製造業
 - 65 金属製品製造業
- (24) 一般機械器具製造業
 - 66 ボイラ・原動機製造業
 - 67 農業・建設・鉱山機械製造業
 - 68 金属加工機械製造業
 - 69 産業用機械製造業（他に分類されないもの）
 - 70 その他の一般機械器具製造業
- (25) 電気機械器具製造業製造業
 - 71 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業
 - 72 民生用電気機械器具製造業
 - 73 電子応用装置製造業
 - 74 電気計測器製造業
 - 75 その他の電気機械器具製造業
- (26) 情報通信機械器具製造業
 - 76 通信機械器具・同関連機械器具製造業
 - 77 電子計算機・同附属装置製造業
- (27) 電子部品・デバイス製造業
 - 78 電子部品・デバイス製造業

- (28) 輸送用機械器具製造業
 - 79 自動車・同附属品製造業
 - 80 鉄道車両・同部分品製造業
 - 81 船舶製造・修理業，船用機関製造業
 - 82 航空機・同附属品製造業
 - 83 その他の輸送用機械器具製造業
 - (29) 精密機械器具製造業
 - 84 医療用機械器具・医療用品製造業
 - 85 光学機械器具・レンズ製造業
 - 86 時計・同部分品製造業
 - 87 その他の精密機械器具製造業
 - (30) その他の製造業
 - 88 楽器製造業
 - 89 がん具・運動用具製造業
 - 90 他に分類されない製造業
- G 電気・ガス・熱供給・水道業**
- (31) 電気・ガス・熱供給・水道業
 - 91 電気業
 - 92 ガス業
 - 93 熱供給業
 - 94 水道業
- H 情報通信業**
- (32) 通信業
 - 95 信書送達業
 - 96 電気通信業
 - 97 電気通信に附帯するサービス業
 - (33) 放送業
 - 98 放送業
 - (34) 情報サービス業
 - 99 ソフトウェア業
 - 100 情報処理・提供サービス業
 - (35) インターネット附随サービス業
 - 101 インターネット附随サービス業
 - (36) 映像・音声・文字情報制作業
 - 102 映像・音声情報制作業
 - 103 新聞業
 - 104 出版業
 - 105 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業

I 運輸業

- (37) 鉄道業
 - 106 鉄道業
- (38) 道路旅客運送業
 - 107 道路旅客運送業
- (39) 道路貨物運送業
 - 108 道路貨物運送業
- (40) 水運業
 - 109 水運業
- (41) 航空運輸業
 - 110 航空運輸業
- (42) 倉庫業
 - 111 倉庫業
- (43) 運輸に附帯するサービス業
 - 112 運輸に附帯するサービス業

J 卸売・小売業

- (44) 卸売業
 - 113 各種商品卸売業
 - 114 繊維品卸売業（衣服，身の回り品を除く）
 - 115 衣服・身の回り品卸売業
 - 116 農畜産物・水産物卸売業
 - 117 食料・飲料卸売業
 - 118 建築材料卸売業
 - 119 化学製品卸売業
 - 120 鉱物・金属材料卸売業
 - 121 再生資源卸売業
 - 122 自動車卸売業
 - 123 電気機械器具卸売業
 - 124 その他の機械器具卸売業
 - 125 家具・建具・じゅう器等卸売業
 - 126 医薬品・化粧品等卸売業
 - 127 その他の卸売業
- (45) 各種商品小売業
 - 128 各種商品小売業
- (46) 織物・衣服・身の回り品小売業
 - 129 呉服・服地・寝具小売業
 - 130 男子・婦人・子供服小売業
 - 131 靴・履物小売業
 - 132 その他の織物・衣服・身の回り品小売業

- (47) 飲食料品小売業
 - 133 各種食料品小売業
 - 134 酒小売業
 - 135 食肉小売業
 - 136 鮮魚小売業
 - 137 野菜・果実小売業
 - 138 菓子・パン小売業
 - 139 米穀類小売業
 - 140 料理品小売業
 - 141 その他の飲食料品小売業
- (48) 自動車・自転車小売業
 - 142 自動車小売業
 - 143 自転車小売業
- (49) 家具・じゅう器・機械器具小売業
 - 144 家具・建具・畳小売業
 - 145 機械器具小売業
 - 146 その他のじゅう器小売業
- (50) その他の小売業
 - 147 医薬品・化粧品小売業
 - 148 燃料小売業
 - 149 書籍・文房具小売業
 - 150 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
 - 151 他に分類されない小売業

K 金融・保険業

- (51) 金融・保険業
 - 152 預金取扱信用機関
 - 153 非預金信用機関
 - 154 証券業，商品先物取引業
 - 155 保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）

L 不動産業

- (52) 不動産業
 - 156 不動産取引業
 - 157 不動産賃貸業・管理業（別掲を除く）
 - 158 貸家業，貸間業
 - 159 駐車場業

M 飲食店，宿泊業

- (53) 一般飲食店
 - 160 食堂，そば・すし店

- 161 喫茶店
- 162 その他の一般飲食店
- (54) 遊興飲食店

163 遊興飲食店

- (55) 宿泊業

164 宿泊業

N 医療, 福祉

- (56) 医療業

165 病院

166 一般診療所

167 歯科診療所

168 療術業

169 その他の医療業

- (57) 保険衛生

170 保健所, 健康相談施設

171 その他の保健衛生

- (58) 社会保険・社会福祉・介護事業

172 社会保険事業団体, 福祉事務所

173 児童福祉事業

174 老人福祉・介護事業 (訪問介護事業を除く)

175 障害者福祉事業

176 その他の社会保険・社会福祉・介護事業

O 教育, 学習支援業

- (59) 学校教育

177 学校教育 (専修学校, 各種学校を除く)

178 専修学校, 各種学校

- (60) その他の教育, 学習支援業

179 社会教育

180 職業・教育支援施設

181 学習塾

182 教養・技能教授業

183 他に分類されない教育, 学習支援業

P 複合サービス事業

- (61) 郵便局 (別掲を除く)

184 郵便局 (別掲を除く)

- (62) 協同組合 (他に分類されないもの)

185 協同組合 (他に分類されないもの)

Q サービス業

- (63) 専門サービス業 (他に分類されないもの)

186 法律・特許・司法書士事務所, 公証人役場

187 公認会計士事務所, 税理士事務所

188 獣医業

189 土木建築サービス業

190 デザイン業

191 機械設計業

192 写真業

193 その他の専門サービス業

- (64) 学術・開発研究機関

194 学術・開発研究機関

- (65) 洗濯・理容・美容・浴場業

195 洗濯業

196 理容業

197 美容業

198 浴場業

199 その他の洗濯・理容・美容・浴場業

- (66) その他の生活関連サービス業

200 旅行業

201 家事サービス業

202 衣服裁縫修理業

203 火葬・墓地管理業, 冠婚葬祭業

204 他に分類されない生活関連サービス業

- (67) 娯楽業

205 興行場 (別掲を除く), 興行団

206 競輪・競馬等の競走場, 競技団

207 スポーツ施設提供業, 公園, 遊園地

208 遊戯場

209 その他の娯楽業

- (68) 廃棄物処理業

210 廃棄物処理業

- (69) 自動車整備業

211 自動車整備業

- (70) 機械等修理業 (別掲を除く)

212 機械修理業 (電気機械器具を除く)

213 電気機械器具修理業

214 その他の修理業

- (71) 物品賃貸業

215 物品賃貸業

- (72) 広告業
 - 216 広告業
- (73) その他の事業サービス業
 - 217 建物サービス業
 - 218 警備業
 - 219 労働者派遣業
 - 220 他に分類されない事業サービス業
- (74) 政治・経済・文化団体
 - 221 政治・経済・文化団体
- (75) 宗教
 - 222 宗教
- (76) その他のサービス業
 - 223 その他のサービス業
- (77) 外国公務
 - 224 外国公務

R 公務（他に分類されないもの）

- (78) 国家公務
 - 225 国家公務
- (79) 地方公務
 - 226 都道府県機関
 - 227 市町村機関

S 分類不能の産業

- (80) 分類不能の産業
 - 228 分類不能の産業

- ※ A, B, C, 大分類
 (1), (2), (3), 中分類
 1, 2, 3, 小分類

(注) この産業分類は、日本標準産業分類を基に編成した

平成 17 年国勢調査に用いる産業分類である。

8 職業分類

A 専門的・技術的職業従事者

- (1) 科学研究者
 - 1 自然科学系研究者
 - 2 人文・社会科学系研究者
- (2) 技術者
 - 3 農林水産業・食品技術者
 - 4 金属製錬技術者
 - 5 機械・航空機・造船技術者
 - 6 電気・電子技術者
 - 7 化学技術者
 - 8 建築技術者
 - 9 土木・測量技術者
 - 10 システムエンジニア
 - 11 プログラマー
 - 12 その他の技術者
- (3) 保健医療従事者
 - 13 医師
 - 14 歯科医師
 - 15 獣医師
 - 16 薬剤師
 - 17 保健師
 - 18 助産師
 - 19 看護師
 - 20 診療放射線・エックス線技師
 - 21 臨床・衛生検査技師
 - 22 歯科衛生士
 - 23 歯科技工士
 - 24 栄養士
 - 25 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、
柔道整復師
 - 26 その他の保健医療従事者
- (4) 社会福祉専門職業従事者
 - 27 保育士
 - 28 その他の社会福祉専門職業従事者
- (5) 法務従事者
 - 29 裁判官、検察官、弁護士
 - 30 弁理士、司法書士
 - 31 その他の法務従事者

- (6) 経営専門職業従事者
 - 32 公認会計士、税理士
 - 33 社会保険労務士
 - 34 その他の経営専門職業従事者
 - (7) 教員
 - 35 幼稚園教員
 - 36 小学校教員
 - 37 中学校教員
 - 38 高等学校教員
 - 39 大学教員
 - 40 盲学校・ろう（聾）学校・養護学校教員
 - 41 その他の教員
 - (8) 宗教家
 - 42 宗教家
 - (9) 文芸家、記者、編集者
 - 43 文芸家、著述家
 - 44 記者、編集者
 - (10) 美術家、写真家、デザイナー
 - 45 彫刻家、画家、工芸美術家
 - 46 デザイナー
 - 47 写真家
 - (11) 音楽家、舞台芸術家
 - 48 音楽家（個人に教授するものを除く）
 - 49 音楽家（個人に教授するもの）
 - 50 俳優、舞踊家、演芸家（個人に教授するものを除く）
 - 51 俳優、舞踊家、演芸家（個人に教授するもの）
 - (12) その他の専門的・技術的職業従事者
 - 52 個人教師（学習指導）
 - 53 個人教師（他に分類されないもの）
 - 54 職業スポーツ従事者（個人に教授するものを除く）
 - 55 職業スポーツ従事者（個人に教授するもの）
 - 56 他に分類されない専門的・技術的職業従事者
- ### B 管理的職業従事者
- (13) 管理的公務員
 - 57 管理的公務員
 - (14) 会社・団体等役員
 - 58 会社役員

- 59 その他の法人・団体役員
- (15) その他の管理的職業従事者
- 60 会社・団体等管理的職業従事者
- 61 他に分類されない管理的職業従事者

C 事務従事者

- (16) 一般事務従事者
- 62 一般事務員
- 63 会計事務員
- (17) 外勤事務従事者
- 64 集金人
- 65 その他の外勤事務従事者
- (18) 運輸・通信事務従事者
- 66 運輸事務員
- 67 郵便・通信事務員
- (19) 事務用機器操作員
- 68 速記者, タイピスト, ワードプロセッサ操作員
- 69 キーパンチャー
- 70 電子計算機等オペレーター

D 販売従事者

- (20) 商品販売従事者
- 71 小売店主
- 72 卸売店主
- 73 飲食店主
- 74 販売店員
- 75 商品訪問・移動販売従事者
- 76 再生資源卸売・回収従事者
- 77 商品販売外交員
- 78 商品仲立人
- (21) 販売類似職業従事者
- 79 不動産仲介・売買人
- 80 保険代理人・外交員
- 81 外交員(商品, 保険, 不動産を除く)
- 82 その他の販売類似職業従事者

E サービス職業従事者

- (22) 家庭生活支援サービス職業従事者
- 83 家政婦(夫), 家事手伝い
- 84 ホームヘルパー
- 85 その他の家庭生活支援サービス職業従事者

- (23) 生活衛生サービス職業従事者
- 86 理容師(助手を含む)
- 87 美容師(助手を含む)
- 88 浴場従事者
- 89 クリーニング職, 洗張職

(24) 飲食物調理従事者

- 90 調理人
- 91 バーテンダー

(25) 接客・給仕職業従事者

- 92 飲食物給仕・身の回り世話従事者
- 93 接客社交従事者
- 94 芸者, ダンサー
- 95 娯楽場等接客員
- 96 旅館主・支配人・番頭

(26) 居住施設・ビル等管理人

- 97 マンション・アパート・下宿・寄宿舍・寮管理人
- 98 ビル管理人
- 99 駐車場管理人

(27) その他のサービス職業従事者

- 100 旅行・観光案内人
- 101 物品一時預り人
- 102 物品賃貸人
- 103 広告宣伝員
- 104 葬儀師, 火葬作業員
- 105 介護職員(治療施設, 福祉施設)
- 106 他に分類されないサービス職業従事者

F 保安職業従事者

- (28) 保安職業従事者
- 107 自衛官
- 108 警察官, 海上保安官
- 109 看守, その他の司法警察職員
- 110 消防員
- 111 警備員
- 112 その他の保安職業従事者

G 農林漁業作業者

- (29) 農業作業者
- 113 農耕・養蚕作業者
- 114 養畜作業者

- 115 植木職, 造園師
- 116 その他の農業作業
- (30) 林業作業
- 117 育林作業
- 118 伐木・造材・運材作業
- 119 その他の林業作業
- (31) 漁業作業
- 120 漁労作業
- 121 船長・航海士・機関長・機関士 (漁労船)
- 122 海草・貝採取作業
- 123 水産養殖作業
- 124 その他の漁業作業

H 運輸・通信従事者

- (32) 鉄道運転従事者
- 125 鉄道運転従事者
- (33) 自動車運転者
- 126 自動車運転者
- (34) 船舶・航空機運転従事者
- 127 船長・航海士・運航士 (漁労船を除く), 水先人
- 128 船舶機関長・機関士 (漁労船を除く)
- 129 航空機操縦士, 航空機関士
- (35) その他の運輸従事者
- 130 車掌
- 131 甲板員, 船舶技士・機関員
- 132 フォークリフト運転者
- 133 他に分類されない運輸従事者
- (36) 通信従事者
- 134 通信技術従事者
- 135 電話交換手
- 136 郵便・電報外務員
- 137 その他の通信従事者

I 生産工程・労務作業

I-1 製造・制作作業

- (37) 金属材料製造作業
- 138 製鉄・製鋼作業
- 139 非鉄金属製錬作業
- 140 鋳物製造作業
- 141 鍛造作業

- 142 金属熱処理作業
- 143 圧延作業
- 144 伸線作業
- 145 その他の金属材料製造作業
- (38) 化学製品製造作業
- 146 化学工
- 147 その他の化学製品製造作業
- (39) 窯業・土石製品製造作業
- 148 ガラス製品成形作業
- 149 れんが・かわら・土管製造作業
- 150 陶磁器製造作業
- 151 窯業絵付作業
- 152 セメント製造作業
- 153 セメント製品製造作業
- 154 石工
- 155 その他の窯業・土石製品製造作業
- (40) 金属加工作業
- 156 金属工作機械作業
- 157 金属プレス作業
- 158 金属溶接・溶断作業
- 159 鉄工, 製缶作業
- 160 板金作業
- 161 めっき作業
- 162 その他の金属加工作業
- (41) 一般機械器具組立・修理作業
- 163 一般機械器具組立作業
- 164 一般機械器具修理作業
- (42) 電気機械器具組立・修理作業
- 165 電気機械器具組立作業
- 166 電気機械器具修理作業
- 167 電球・電子管組立作業
- 168 被覆電線製造作業
- 169 半導体製品製造作業
- 170 その他の電気機械器具組立・修理作業
- (43) 輸送機械組立・修理作業
- 171 自動車組立作業
- 172 自動車整備作業
- 173 航空機組立・整備作業
- 174 鉄道車両組立・修理作業

- 175 自転車組立・修理作業者
- 176 船舶ぎ装作業者（他に分類されないもの）
- 177 その他の輸送機械組立・修理作業者
- (44) 計量計測機器・光学機械器具組立・修理作業者
- 178 計量計測機器組立・修理作業者
- 179 時計組立・修理作業者
- 180 光学機械器具組立・修理作業者
- 181 レンズ研磨・調整作業者
- 182 その他の計量計測機器・光学機械器具組立・修理作業者
- (45) 食料品製造作業者
- 183 精穀・製粉作業者
- 184 味そ・しょう油製造作業者
- 185 めん類製造作業者
- 186 パン・菓子製造作業者
- 187 豆腐・こんにゃく・ふ製造作業者
- 188 缶詰・瓶詰・レトルト食品製造作業者
- 189 乳・乳製品製造作業者
- 190 水産物加工作業者
- 191 その他の食料品製造作業者
- (46) 飲料・たばこ製造作業者
- 192 製茶作業者
- 193 酒類製造作業者
- 194 清涼飲料製造作業者
- 195 たばこ製造作業者
- 196 その他の飲料・たばこ製造作業者
- (47) 紡織作業者
- 197 粗紡・精紡作業者
- 198 合糸・ねん糸・加工糸作業者
- 199 織機準備作業者
- 200 織布作業者
- 201 精練・漂白・染色作業者
- 202 編物・編立作業者
- 203 製網・製網作業者（繊維製）
- 204 その他の紡織作業者
- (48) 衣服・繊維製品製造作業者
- 205 成人女子・子供服仕立作業者
- 206 成人男子服仕立作業者
- 207 和服仕立作業者
- 208 刺しゅう作業者
- 209 ミシン縫製作業者
- 210 裁断作業者
- 211 その他の衣服・繊維製品製造作業者
- (49) 木・竹・草・つる製品製造作業者
- 212 製材・チップ製造作業者
- 213 合板作業者
- 214 木工
- 215 木製家具・建具製造作業者
- 216 竹・草・つる製品製造作業者
- 217 その他の木・竹・草・つる製品製造作業者
- (50) パルプ・紙・紙製品製造作業者
- 218 パルプ・紙料製造作業者
- 219 紙すき作業者
- 220 紙器製造作業者
- 221 紙製品製造作業者
- 222 その他のパルプ・紙・紙製品製造作業者
- (51) 印刷・製本作業者
- 223 文字組版作業者
- 224 製版作業者
- 225 印刷作業者
- 226 製本作業者
- 227 その他の印刷・製本作業者
- (52) ゴム・プラスチック製品製造作業者
- 228 ゴム製品成形作業者
- 229 プラスチック製品成形・加工・仕上作業者
- 230 その他のゴム・プラスチック製品製造作業者
- (53) 革・革製品製造作業者
- 231 製革作業者
- 232 靴製造・修理作業者
- 233 その他の革・革製品製造作業者
- (54) その他の製造・制作作業者
- 234 かばん・袋物製造作業者
- 235 がん具製造作業者
- 236 漆塗師，まき絵師
- 237 貴金属・宝石・甲・角等細工作業者
- 238 印判師
- 239 内張作業者
- 240 表具師

- 241 塗装作業員、画工、看板制作作業員
- 242 写真現像・焼付・引伸し作業員
- 243 製図・写図・現図作業員
- 244 包装作業員
- 245 他に分類されない製造・制作作業員

I-2 定置機関運転・建設機械運転・電気作業員

(55) 定置機関・機械及び建設機械運転作業員

- 246 ボイラーオペレーター
- 247 クレーン・ウインチ運転作業員
- 248 建設機械運転作業員
- 249 その他の定置機関・機械及び建設機械運転作業員

(56) 電気作業員

- 250 発電員、変電員
- 251 電線架線・敷設作業員
- 252 電気通信設備工事作業員
- 253 電気工事作業員
- 254 その他の電気作業員

I-3 採掘・建設・労務作業員

(57) 採掘作業員

- 255 砂利・砂・粘土採取作業員
- 256 その他の採掘作業員

(58) 建設作業員

- 257 大工
- 258 とび職
- 259 ブロック積・タイル張作業員
- 260 屋根ふき作業員
- 261 左官
- 262 配管作業員
- 263 畳職
- 264 土木作業員
- 265 鉄道線路工事作業員
- 266 その他の建設作業員

(59) 運搬労務作業員

- 267 船内・沿岸荷役作業員
- 268 陸上荷役・運搬作業員
- 269 倉庫作業員
- 270 配達員
- 271 荷造作業員

(60) その他の労務作業員

- 272 清掃員
- 273 他に分類されない労務作業員

J 分類不能の職業

(61) 分類不能の職業

- 274 分類不能の職業

※ A, B, C, 大分類

(1), (2), (3), 中分類

1, 2, 3, 小分類

(注) この職業分類は、日本標準職業分類を基に編成した

平成17年国勢調査に用いる職業分類である。